

平成 2 8 年

第 1 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 28 年 第 12 回 定例 教育委員会 日程

日 時 平成 28 年 12 月 20 日 (火) 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

豊島 秀範

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定
について (生涯学習課)

議案第 2 号 我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正
する規則の制定について (生涯学習課)

議案第 3 号 我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する
告示の制定について (生涯学習課)

議案第 4 号 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の
一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課他)

議案第 5 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について (図書館)

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 8
議案第 3 号	我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 14
議案第 4 号	我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 22
議案第 5 号	我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 33

議案第 1 号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 20 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

障害者が公民館を使用する場合の使用料の免除について定めるとともに、
条文を整備するため提案するものです。

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成４年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>国、他の地方公共団体その他官公署</u>が主催する事業に使用する場合</p> <p>(4) <u>使用者の半数以上が障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で構成された団体が使用する場合</u></p> <p>(5) <u>障害者が1人で使用する場合</u></p> <p>(6) <u>その他教育委員会が必要があると認める場合</u></p> <p>2 <u>使用料の免除を受けようとする者は、我孫子市公民館使用料免除申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第1号に掲げる場合その他申請する必要がないと教育委員会が</u></p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 条例第13条に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>他の行政機関</u>が主催する事業に使用する場合</p>

認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、我孫子市公民館使用料免除通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

様式第5号の次に次の様式を加える。

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

我孫子市教育委員会あて

登録番号 _____

申請者 団体名 _____
 代表者氏名 _____
 〒 _____
 住 所 _____
 電話番号 _____

我孫子市公民館使用料免除申請書

我孫子市公民館の使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

使用許可日時	年 月 日 () 午前・午後 時から 午前・午後 時まで		
使用許可施設	我孫子地区公民館		湖北地区公民館
	1 ホール	7 第1学習室	1 ホール
	2 ミニホール	8 第2学習室	2 調理室
	3 調理室	9 第3学習室	3 第1和室
	4 第1和室	10 第4学習室	4 第2和室
	5 第2和室	11 第5学習室	5 工芸工作室
	6 工芸工作室		6 第1学習室
			7 第2学習室
			8 第3学習室
使用目的			
使用人数			
使用料			
免除を受けようとする理由			
※通知年月日	年 月 日	※通知番号	第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号（第10条関係）

（表）

我孫子市公民館使用料免除通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市教育委員会 回

年 月 日付けで申請のあった我孫子市公民館使用料の免除について、次のとおり決定したので通知します。

使用許可日時	年 月 日 () 午前・午後 時から 午前・午後 時まで	
使用許可施設	我孫子地区公民館	
	1 ホール	7 第1学習室
	2 ミニホール	8 第2学習室
	3 調理室	9 第3学習室
	4 第1和室	10 第4学習室
	5 第2和室	11 第5学習室
	6 工芸工作室	
湖北地区公民館		
1 ホール		
2 調理室		
3 第1和室		
4 第2和室		
5 工芸工作室		
6 第1学習室		
7 第2学習室		
8 第3学習室		
使用目的		
決 定	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない（理由 ）	

教示 裏面のとおりに

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法の定めるところにより、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定
について

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

障害者が生涯学習センターの駐車場を利用する場合の使用料の免除について定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則の一部を改正する規則

我孫子市生涯学習センター駐車場管理規則（平成14年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用方法)</p> <p>第5条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、<u>自動車</u>を<u>駐車場に入庫させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 利用者は、<u>駐車場から自動車を出庫させる際に、自動料金精算機に駐車券を挿入し、使用料を支払わなければならない。</u></p> <p>(<u>使用料</u>の免除)</p> <p>第6条 教育委員会は、次に掲げる者に係る<u>使用料</u>を免除することができる。</p> <p>(1) <u>障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）及びその介助者</u></p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>(6) その他<u>教育委員会が必要がある</u>と認める者</p> <p><u>2 使用料の免除を受けようとする</u></p>	<p>(利用方法)</p> <p>第5条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、<u>入場するときゲートで駐車券を受け取るものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 利用者は、<u>退場するとき</u>自動料金精算機に駐車券を挿入し、<u>表示の駐車料金を支払う。</u></p> <p>(<u>駐車料金</u>の免除)</p> <p>第6条 教育委員会は、次に掲げる者に係る<u>駐車料金</u>を免除することができる。</p> <p>(1) <u>障害者手帳を交付され、かつ交通手段が車に限定される者及びその介護者</u></p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>(6) その他<u>教育長が必要</u>と認める者</p>

者は、あらかじめ我孫子市生涯学習センター駐車場使用料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号又は第3号に掲げる者その他申請する必要がないと教育委員会が認める者については、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、免除を決定したときは我孫子市生涯学習センター駐車場使用料免除通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、別に定める駐車場使用料免除カード（以下「免除カード」という。）を交付し、免除しないことを決定したときは我孫子市生涯学習センター駐車場使用料免除通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により免除カードの交付を受けた者は、使用料の免除を受けようとするときは、窓口において当該免除カード及び駐車券を提示しなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

様式第1号（第6条関係）

我孫子市生涯学習センター駐車場使用料免除申請書

年 月 日

団 体 名 _____

申請者 代表者氏名 _____

〒 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

次の事業に係る我孫子市生涯学習センター駐車場使用料の免除を申請します。

事業名	自主・共同の別		1 自主事業	2 共同主催事業
	担当	課名等	担当者名	
免除期間	年 月 日		～	年 月 日
No.	免除対象者の氏名	当該事業での役割（講師、出演者、実行委員、役員等）		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※通知年月日	年 月 日	※通知番号	第 号
--------	-------	-------	-----

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第6条関係）

我孫子市生涯学習センター駐車場使用料免除通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市教育委員会 図

年 月 日付けで申請のあった我孫子市生涯学習センター駐車場使用料の免除について、次のとおり決定したので通知します。

事業名	
決定	<input type="checkbox"/> 免除する ※ 免除を受けようとするときは、インフォメーションに 駐車場使用料免除カード及び駐車券を提示してください。 <input type="checkbox"/> 免除しない（理由 ）
免除期間	年 月 日 ～ 年 月 日
免除対象者の氏名	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができ（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法の定めるところにより、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 20 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

障害者が地域交流教室を使用する場合に、使用料の免除について定めるとともに条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市地域交流教室開放実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市地域交流教室開放実施要綱（平成28年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の申請)</p> <p>第9条 使用者は、<u>別表に定める開放時間区分ごとに</u>、年間を通して使用（以下「年間使用」という。）する場合は教育委員会の定める期間内に、一時的な使用（以下「短期使用」という。）の場合は使用日の3か月前から7日前までに、我孫子市地域交流教室使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。<u>この場合において、短期使用にあつては、あらかじめ、当該申請書を開放校の校長に提出し、その同意を得なければならない。</u></p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第9条 使用者は、年間を通して使用（以下「年間使用」という。）する<u>場合にあつては、教育委員会の定める期間に地域交流教室使用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。</u>一時的な使用（以下「短期使用」という。）の場合にあつては、<u>使用日の3か月前から7日前までに開放校の校長に地域交流教室使用申請書（様式第1号）を提出し、校長の同意を得た後、</u>教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、使用者は、教育委員会が同項の申請書を提出する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。</u></p>	
<p><u>3 教育委員会は、使用者に第1項の申請書のほかに必要な書類を提出させることができる。</u></p>	<p><u>2 教育委員会は、使用者に前項の申請書のほかに必要な書類を提出させることができる。</u></p> <p><u>3 使用者は、別表に掲げる開放時間区分ごとに申請書を提出しなければ</u></p>

(使用の許可)

第10条 教育委員会は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、使用を許可したときは、我孫子市地域交流教室使用許可書 (様式第2号) を使用者に交付するとともに、我孫子市地域交流教室使用票(学校控え) (様式第3号) を開放校に交付するものとする。

(使用の取消し等)

第12条 教育委員会は、使用者が 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1)及び(2) 略

(使用の取りやめ)

第13条 使用者は、使用の許可を受けた地域交流教室の使用を取りやめようとするときは、速やかに 教育委員会に連絡しなければならない。

(使用状況報告書の提出)

第14条 年間使用の許可を受けた使用者は、4月から9月までの使用状況について10月10日までに、10月から翌年3月までの使用状況については4月10日までに、我孫子市地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書(年間使用) (様式第4号)

ならない。

(使用の許可)

第10条 教育委員会は、前条の申請書が提出され、使用を許可したときは、地域交流教室使用許可書 (様式第2号) を使用者に交付するとともに、地域交流教室使用票(学校控え) (様式第3号) を開放校に交付するものとする。

(使用の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

(1)及び(2) 略

(使用の取りやめ)

第13条 使用者は、使用の許可を受けた地域交流教室の使用を取りやめようとするときは、すみやかに 教育委員会に連絡しなければならない。

(使用状況報告書の提出)

第14条 年間使用の許可を受けた使用者は、4月から9月までの使用状況について10月10日までに、10月から翌年3月までの使用状況については4月10日までに、地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書(年間使用) (様式第4号) によ

により、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 短期使用の許可を受けた**使用者**は、**使用日から7日以内に、我孫子市地域交流教室使用状況報告書（短期使用）（様式第5号）**により、**教育委員会に報告しなければならない**。

（使用料の納入）

第15条 使用者は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号。**以下「使用料条例」という。**）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

- 2 略

（使用料の免除）

第16条 **使用料条例第5条の規定による**使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 略
- (2) **学習活動（児童又は生徒が参加するものに限る。）**を行う場合
- (3) **使用者の半数以上が障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で構成された団体が使用する場合**
- (4) **障害者が1人で使用する場合**
- (5) 略

り、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 短期使用の許可を受けた**申請者**は、**地域交流教室使用状況報告書（短期使用）（様式第5号）**を使用**日から7日以内に教育委員会に提出しなければならない**。

（使用料の納入）

第15条 使用者は、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

- 2 略

（使用料の免除）

第16条 **我孫子市使用料条例に規定する**使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 略
- (2) **児童、生徒が参加し、ともに学習活動**を行う場合
- (3) 略

2 使用料の免除を受けようとする

者は、我孫子市地域交流教室使用料免除申請書（様式第6号）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号に掲げる場合その他申請する必要がないと教育委員会が認める場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、我孫子市地域交流教室使用料免除通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補則）

第17条 地域交流教室に関する庶務は、**生涯学習部**生涯学習課において行う。

2 略

（補則）

第17条 地域交流教室に関する庶務は、**教育委員会**生涯学習課において行う。

2 略

様式第1号中「学校施設開放使用申請書（地域交流教室用）」を「我孫子市地域交流教室使用申請書」に改める。

様式第2号中「学校施設開放使用許可書」を「我孫子市地域交流教室使用許可書」に改める。

様式第3号中「学校施設開放使用票（学校控え）」を「我孫子市地域交流教室使用票（学校控え）」に改める。

様式第4号中「地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書（年間使用）」を「我孫子市地域交流教室上半期・下半期月別使用状況報告書（年間使用）」に改める。

様式第5号中「地域交流教室使用状況報告書（短期使用）」を「我孫子市地域交流教室使用状況報告書（短期使用）」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

我孫子市地域交流教室使用料免除申請書

我孫子市教育委員会 あて

団体名

代表者住所

氏名

電話

* 地域交流教室使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

学 校 名	1. 我孫子第一小学校 2. 高野山小学校 3. 湖北台西小学校 4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校		
使用日又は 使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
時 間	1. 午前 (9時~13時) 2. 午後 (13時~17時) 3. 夜間 (17時~21時) *高野山小学校のみ 夜間 18時~21時		
使用目的			
使用人数		使用料	円
申 請 者	氏 名 住 所 電 話 ()	郵便番号	F A X ()
免除を受け ようとする 理由			

教育委員会処理欄

申請のとおり、免除したい。

課 長	主 査 長	担 当	

受 付 年 月 日

送 付 年 月 日

担当

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地 我孫子市教育委員会 生涯学習課
TEL 04-7185-1602 (直通) FAX 04-7185-1760

我孫子市地域交流教室使用料免除通知書

年 月 日

様

我孫子市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった地域交流教室使用料の免除について、次のとおり決定したので通知します。

学 校 名	1. 我孫子第一小学校 2. 高野山小学校 3. 湖北台西小学校 4. 湖北台東小学校(第1) 5. 湖北台東小学校(第2) 6. 布佐小学校
使用日又は 使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
時 間	1. 午前 (9時~13時) 2. 午後 (13時~17時) 3. 夜間 (17時~21時) *高野山小学校のみ 夜間 18時~21時
使用目的	
決 定	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない (理由 :)

担当

〒270-1166 我孫子市我孫子1684番地 我孫子市教育委員会 生涯学習課
TEL 04-7185-1602 (直通) FAX 04-7185-1760

教示

- この処分に不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法の定めるところにより、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第1号から様式第5号までの規定により作成された用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

議案第 4 号

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 20 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

障害者が公共施設を使用する場合の使用料の減免について定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則等の一部を改正する規則

(我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則の一部改正)

第1条 我孫子市小中学校施設の目的外使用に関する規則(昭和51年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 使用料の減額は次のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。</p> <p>(1) 使用者の半数以上が障害者(身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。) で構成された団体が使用する場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 使用料の減免を受けようとする者は、学校開放施設使用料減免申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 使用料の減額は次のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。</p> <p>(1) 使用者の半数以上が市内に在住する障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。) である団体が使用する場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 使用料の減免を受けようとする者は、学校開放施設使用料減免申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>

(我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和61年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第11条第4項に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。<u>ただし、第2号又は第3号に該当する場合においても、夜間照明施設の使用料については、免除しない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第15条に規定する減額団体が専用使用する場合であつて、使用者の半数以上が障害者(身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)であるとき。</u></p> <p><u>(3) 高校生以下又は65歳以上の障害者が庭球場を1人で使用する場合</u></p> <p><u>(4) 高校生以下又は65歳以上の障害者がサブアリーナ、武道場又はトレーニング室を使用する場合</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 使用料の減額は次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 使用者の半数以上が障害者で構成された団体が専用使用する</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第11条第4項に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 使用料の減額は次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 使用者の半数以上が市内又は取手市に在住し、在勤し、又は</u></p>

<p><u>場合(前項第2号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(4) <u>障害者が庭球場を1人で使用する場合(前項第3号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(5) <u>障害者がサブアリーナ、武道場又はトレーニング室を使用する場合(前項第4号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(6) 略</p>	<p><u>学する障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)で構成された団体及び障害者が使用する場合</u></p> <p>(4) 略</p>
<p>3 前項の規定により算出した使用料の額に、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	
<p>4 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市民体育館使用料減免申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市民体育館使用料減免申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>5 略</p>	<p>4 略</p>

(我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部改正)

第3条 我孫子市鳥の博物館条例施行規則(平成元年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館料の免除)</p> <p>第7条 条例第5条第1項ただし書</p>	<p>(入館料の免除)</p> <p>第7条 条例第5条第1項ただし書</p>

<p>の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者（<u>身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。</u>）及びその介助者（<u>障害者1人につき1人とする。</u>）が入館するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>の規定により、入館料を免除することのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する</u>障害者が入館するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

（我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 使用料の減額は次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。</p> <p>(1) 使用者の半数以上が障害者（<u>身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類</u>又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）で構成された団体が使用する場合</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 使用料の減額は次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。</p> <p>(1) 使用者の半数以上が<u>市内に在住し、在勤し、又は在学する</u>障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）で構成された団体が使用する場合</p>

<p>(2)から(4)まで 略</p> <p>3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(2)から(4)まで 略</p> <p>3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市ふれあいキャンプ場使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p>
--	--

（我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第11条 条例第10条第4項に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 第15条に規定する減額団体が多目的スポーツコートを使用する場合であって、使用者の半数以上が障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）であるとき。</u></p> <p><u>(4) 高校生以下又は65歳以上の障害者が多目的スポーツコートを</u></p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第11条 条例第10条第4項に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p><u>1人で使用する場合</u></p>	
<p>(5) <u>その他教育委員会が必要であると認める場合</u></p>	
<p><u>2 使用料の減額は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は、使用料の100分の50とする。</u></p>	
<p>(1) <u>使用者の半数以上が障害者で構成された団体が使用する場合（前項第3号に該当する場合を除く。）</u></p>	
<p>(2) <u>障害者が1人で使用する場合（前項第4号に該当する場合を除く。）</u></p>	
<p>(3) <u>その他教育委員会が必要であると認める場合</u></p>	
<p><u>3 使用料の免除を受けようとする者は、我孫子市つくし野多目的運動広場使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>2 使用料の免除を受けようとする者は、我孫子市つくし野多目的運動広場使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>4 略</u></p>	<p><u>3 略</u></p>

（我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）
第6条 我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館料の免除） 第5条 条例第7条第2項に規定す</p>	<p>（入館料の免除） 第5条 条例第7条第2項に規定す</p>

<p>る入館料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）及びその介助者（障害者1人につき1人とする。）が入館する場合</p> <p>(2) その他教育委員会が必要があると認める場合</p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市白樺文学館入館料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前項第1号に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>る入館料の免除は、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。次項において同じ。）が入館する場合その他教育委員会が公益上必要があると認める場合に行うものとする。</p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市白樺文学館入館料免除申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請しなければならない。ただし、障害者については、この限りでない。</p> <p>3 略</p>
---	--

（我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）
 第7条 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免） 第8条 条例第8条第3項に規定す</p>	<p>（使用料の減免） 第8条 条例第8条第3項に規定す</p>

る使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 略

(2) 高校生以下又は65歳以上の障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）が1人で使用する場合

(3) 略

2 使用料の減額は次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。

(1) 使用者の半数以上が障害者で構成された団体が使用する場合

(2) 障害者が1人で使用する場合（前項第2号に該当する場合を除く。）

(3) 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市五本松運動広場使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。**ただし、教育委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。**

る使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 略

(2) 略

2 使用料の減額は次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額の割合は使用料の100分の50とする。

(1) 使用者の半数以上が**市内に在住し、在勤し、又は在学する**障害者（**身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。**）で構成された団体が使用する場合

(2) 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市五本松運動広場使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第8条 我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則（平成23年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入館料の免除等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>場合は、入館料を免除することができる。</p> <p><u>(1) 障害者（身体障害者手帳、療育手帳若しくはこれに準ずる書類又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）及びその介助者（障害者1人につき1人とする。）が入館する場合</u></p> <p><u>(2) その他教育委員会が必要であると認める場合</u></p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書（様式第1号）により教育委員会に申請し、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、<u>前項第1号に掲げる場合</u>にあっては、こ</p>	<p>(入館料の免除等)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。次項において同じ。）が入館する場合その他公益上必要があると認める</u>場合は、入館料を免除することができる。</p> <p>2 入館料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除申請書（様式第1号）により教育委員会に申請し、我孫子市杉村楚人冠記念館入館料免除承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。ただし、<u>障害者</u>については、この限りでない。</p>

の限りでない。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 20 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

障害者が市民図書館布佐分館会議室を使用する場合の使用料の免除について定めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議室の使用の取りやめ)</p> <p>第16条 会議室の使用許可を受けた者(以下「会議室の利用者」という。)は、会議室の使用を取りやめようとするときは、我孫子市民図書館布佐分館会議室使用取りやめ届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(会議室の使用を取りやめる場合の使用料の納入)</p> <p>第17条 会議室の利用者は、自己の都合により許可を受けた会議室の使用を取りやめる場合において、使用日から起算して7日前までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた会議室の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第18条 条例第7条第4項に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(会議室の使用の取止め又は変更)</p> <p>第16条 会議室の使用許可を受けた者(以下「会議室の利用者」という。)は、会議室の使用を取り止め、又は変更しようとするときは、我孫子市民図書館布佐分館会議室使用取止め・変更届(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(会議室の使用を取り止める場合の使用料の納入)</p> <p>第17条 会議室の利用者は、自己の都合により許可を受けた会議室の使用を取り止める場合において、使用日から起算して7日前までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた会議室の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第18条 条例第7条第4項に規定する使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 会議室の使用者の半数以上が
障害者（身体障害者手帳、療育手
帳若しくはこれに準ずる書類又
は精神障害者保健福祉手帳の交
付を受けている者をいう。以下同
じ。）で構成された団体が使用す
る場合

(3) 障害者が1人で使用する場合

(4) 略

(2) 略

2 使用料の免除を受けようとする
者は、我孫子市民図書館布佐分館会
議室使用料免除申請書（様式第5
号）を教育委員会に提出しなければ
ならない。ただし、教育委員会が、
その必要がないと認めるときは、こ
の限りでない。

3 教育委員会は、前項の申請書の提
出があつたときは、その内容を審査
し、免除の可否を決定し、我孫子市
民図書館布佐分館会議室使用料免
除通知書（様式第6号）により、当
該申請者に通知するものとする。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第16条関係）

我孫子市民図書館布佐分館会議室使用取りやめ届

年 月 日

我孫子市教育委員会あて

届 出 者	団体名		団体番号	
	住 所			
	氏 名		電話	

我孫子市民図書館布佐分館会議室の使用を取りやめるので、次のとおり届け
出ます。

使用許可日時	<p>年 月 日 ()</p> <input type="checkbox"/> 9時から12時30分 <input type="checkbox"/> 13時から16時30分
許可を受けた 会 議 室	<input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室
備 考	

注 「使用許可日時」及び「許可を受けた会議室」の欄中、該当する時間帯及
び会議室に☑を付けてください。

様式第4号の次に次の様式を加える。

様式第5号（第18条関係）

我孫子市民図書館布佐分館会議室使用料免除申請書

年 月 日

我孫子市教育委員会あて

申請者	団体名		団体番号	
	住所			
	氏名		電話	

我孫子市民図書館布佐分館会議室の使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

使用日時	<p>年 月 日 ()</p> <input type="checkbox"/> 9時から12時30分 <input type="checkbox"/> 13時から16時30分
使用会議室	<input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室
免除を受けようとする理由	
備考	

注 「使用日時」及び「使用会議室」の欄中、該当する時間帯及び会議室に☑を付けてください。

様式第6号（第18条関係）

我孫子市民図書館布佐分館会議室使用料免除通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市教育委員会 回

年 月 日付けで申請のあった我孫子市民図書館布佐分館会議室の使用料の免除について、次のとおり決定したので通知します。

使用日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 9時から12時30分 <input type="checkbox"/> 13時から16時30分
使用会議室	<input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室
決定	<input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 免除しない(理由)
備考	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、我孫子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、行政事件訴訟法の定めるところにより、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、我孫子市を被告として（訴訟において我孫子市を代表する者は我孫子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条並びに様式第4号の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第16条及び第17条並びに様式第4号の規定は、前項ただし書に規定する日以後の会議室の使用について適用する。